

湖周行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成 28 年 11 月 21 日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第 8 項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、組合長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第 8 条第 2 項第 2 号から第 9 号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）の生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

第 2 条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 5 条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第 3 条 組合長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により報告書等を縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧場所」という。）及び縦覧に供する期間（以下「縦覧期間」という。）のほか次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置場所
- (3) 施設の種類の
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 湖周行政事務組合事務局及び湖周行政事務組合を組織する市町（以下「組織市町」という。）
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、組合長が指定した場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、組合長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から起算して1月間とする。

（意見書の提出先等の告示）

第5条 組合長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係者が意見書を提出できる旨、意見書の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

（意見書の提出先及び提出期限）

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 湖周行政事務組合事務局
- (2) 前号に掲げるもののほか、組合長が必要と認める場所

2 意見書の提出期限は、第4条第2項の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間とする。

（環境影響評価との関係）

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

（他の市町村との協議）

第8条 組合長は、施設の設置又は変更に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を組織市町以外の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が組織市町以外の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、組織市町の区域に属さない地域が含まれているとき。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、組合長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。